練馬区地域福祉計画推進委員会 第5期第3回福祉のまちづくり部会

- 1 日時 令和6年3月22日(金)午後3時00分~午後5時00分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎20階 交流会室
- 3 出席者 【部会員】

植田部会員、山﨑部会員、岡﨑部会員、青木部会員、岩澤部会員代理、 篠原部会員代理、増渕部会員代理、千葉部会員、宗形部会員、鴨治部会員、 的野部会員、渡邊部会員、福山部会員、轡田部会員(以上14名)

【区出席者】

福祉部管理課長、交通企画課長、土木部計画課長

福祉部管理課ひと・まちづくり推進係長

福祉部管理課地域福祉係長

- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題 (1) 地域福祉を推進するためのアンケート調査結果の概要
 - (2) 福祉のまちづくり推進のための現状と課題について
 - (3) その他
- **〇部会長** 皆さん、こんにちは。

それでは、定刻になりましたので始めさせていただきたいと思います。

本日、練馬区地域福祉計画推進委員会第5期第3回になります福祉のまちづくり部会を 開催いたします。

昨年度、鉄道事業者の皆様から取組などお伺いしまして、勉強会をさせていただきました。

今年4月からは、障害者差別解消法が改定されました。建物への配慮がなされ、過重な 負担なく活動できる範囲が広がっていけばよいと思っております。引き続き、皆様のお力 添えをいただきながら、まちづくりに関しましても推進していきたいと思いますので、ど うぞ本日はよろしくお願いします。

まず、事務局から委員の出席状況と会議の情報公開に関しまして傍聴についてご報告お願いします。

○事務局 事務局です。ただいまの部会の出席状況について報告をさせていただきます。 現在、13名の部会員の皆様に出席をいただいております。欠席の連絡は今のところありま せん。

また、本日の会議につきましては公開となっております。現在、傍聴の方はいらっしゃいません。

会議の議事録につきましては、区のホームページに掲載させていただく予定です。記録がまとまり次第、部会の皆様にはお送りをさせていただきますので、確認くださいますようお願いいたします。

なお、会議の内容につきましては、記録のため録音をさせていただきます。ご了承くだ さい。よろしくお願いいたします。 **〇部会長** ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入る前に、資料の確認をお願いしたいと思います。

- **○事務局** (事務局より資料の確認)
- ○部会長 それでは、議題に入る前に、注意事項を事務局からお願いします。
- ○事務局 (事務局より注意事項)
- **〇部会長** それでは次第に基づきまして、議事を進行していきたいと思います。

部会員の変更がありましたので、皆様から一言ずつ自己紹介の時間をとりたいと思います。

(部会員自己紹介)

〇部会長 それでは、次第の2番に移りたいと思います。地域福祉を推進するためのアンケート調査結果の概要につきまして、資料をご覧いただきながら事務局からお願いいたします。

〇事務局 資料2について説明をさせていただきます。

資料2の次期地域福祉計画策定にかかる調査結果報告(速報版)をご覧ください。

こちらの資料は、新たな練馬区地域福祉計画の策定に当たり、ご意見等を計画に反映するために実施したアンケート調査の結果の速報値をまとめたものになります。

第1回の福祉のまちづくり部会の方で実施概要や調査項目をお示しさせていただき、皆様にも地域福祉関係者調査というところでご回答いただきました。ご協力ありがとうございました。

今回の内容は、あくまでも速報版ということで、今後精査を進めていく過程で変更が生じる場合もございます。また、比較などが十分でない点もあるかと思いますが、その点につきましてはご理解いただければと思います。

それでは、内容の方の説明に移ります。

2、調査概要の方をご覧ください。

今回の調査は、区民ニーズ調査、地域福祉関係団体調査、地域福祉関係者調査の3種類の調査を実施いたしました。対象者や方法、調査期間につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、3、回収結果をご覧ください。

区民ニーズ調査、地域福祉関係調査は、回収率が42%程度、地域福祉関係団体調査は、 回収率が60.6%、全体の合計では44%の回収率となっております。

それでは、各調査の内容について、内容抜粋をしながら報告をさせていただきます。 まずは、区民ニーズ調査となります。 2ページをご覧ください。

問1から問6につきましては、回答者の状況について質問した内容となっております。 問1につきましては、性別についてで、男性が40%、女性が58.5%と女性の方に少し多 くご回答いただいている状況となっております。

問2につきましては、年齢について聞いておりまして、50代が18.5%と最も多く、40代、60代という形で続いております。

問4が世帯構成で、世帯構成につきましては、夫婦と子どもの2世代同居が38.5%と最も多く、夫婦のみ世帯が26.2%、ひとり暮らしの世帯が15.6%という形で続いております。 また、問6につきましては、お住まいの地域を聞いておりまして、郵便番号177の石神 井方面の地域が29.4%と最も高く、郵便番号179の光が丘方面の地域が26.5%、郵便番号176の練馬方面の地域が25.5%、郵便番号178の大泉方面の地域が18.2%という形でなっております。回答者の状況としては以上となります。

問7から問26につきましては、親会、地域福祉計画推進委員会の所掌事項に係る調査結果のため、今回は省略をさせていただいております。

問27から問31が、福祉のまちづくり部会の所掌事項に係る計調査結果となります。 4ページをご覧ください。

問27では、以前と比べてバリアフリー整備が進んだ建物について、お伺いしております。「進んだ」「どちらかというと進んだ」という合計については、医療施設が58.3%と最も多く、コンビニやスーパーマーケットなどの商業施設については「進んだ」が58%、「進んでいない」「どちらかというと進んでいない」という合計が34%、飲食店については「進んだ」が40.3%、「進んでいない」が44.9%と、バリアフリー整備の印象としては「進んだ」「進んでいない」というのが半々という状況となっております。「どちらかというと進んでいない」「進んでいない」の合計の割合が最も多かったのがサービス店舗で47.9%となっております。

こちらの項目に掲げた建物名の中で、今後、重点的にバリアフリー化を進めるべきもの について優先度をつけてお伺いしているのが5ページ以降の結果となっております。

優先度1位としては、医療施設・商業施設・共同住宅という順番で、バリアフリー整備が求められているという形になっております。先ほどの結果でバリアフリー整備が進んだと回答が多かった医療施設については、まだまだバリアフリー化すべき建物であるという結果になっているということになります。優先度2位、3位はお示しをしたとおりとなっておりますが、全体的に商業施設や共同住宅、飲食店などへのバリアフリー化の期待が高いということが分かります。

続きまして、6ページをご覧ください。

問28では、バリアフリー整備が難しい場合の工夫などについて、自由記述でお伺いをしました。「使えるバリアフリー設備」や「介助などができることを事前に知らせる」「インターホンで介助を呼べる」「簡易スロープがある」などのご意見を多くいただいております。

7ページをご覧ください。

問29では、外出の際に不足しているものについてお伺いをしました。

「疲れたときに休憩ができるベンチがない」が最も多く、「歩道の幅が狭い」が続いております。また、「エレベーターやスロープ等のバリアフリー設備を見つけにくい」も上位にきている状況になっております。

続きまして、8ページをご覧ください。

第30と問31では、やさしいまちづくりについての設問を設けております。

問30では、やさしいまちづくりについて学んだことがあるかという点をお伺いしております。

「学んだことがない」という方が51.5%となっており、「学んだ」方については、「小学校で学んだ」という方が16.6%、「中学校で学んだ」が13.2%、「高校・大学などで学んだ」方が12.8%と、学校で学んだという方の回答が多くなっております。

また、学んだ方については、「学んだことが役立っていますか」という形で質問させていただいておりますが、55.4%の方が「役に立っている」と回答しています。

続きまして、9ページをご覧ください。

問31では、やさしいまちづくりを進めるために個人で今後できることについてお伺いしています。

「自分ごととして考える」という回答が64.9%、「手助けの方法を知る」という回答が57.7%、「お互いのことをよく知る」が24.9%という結果となっております。

区民調査の概要につきましては以上となります。

続きまして、地域福祉関係団体調査についてご報告をさせていただきます。

10ページをご覧ください。

区民調査よりもバリアフリーに関する設問を増やしております。

間12では、バリアフリーの進捗度についてお伺いしています。

「とても充実している」「充実している」と回答されたものの合計では、「病院や駅などのスロープ、エレベーター」などが52.0%、「誰もが安全に通れる建物の出入口や通路」が24.9%という結果となっております。

一方、「あまり充実していない」「充実していない」と回答されたものの合計では、「段差や凸凹が少なく、十分に幅のある歩道や道路」が71.6%と高く、「安全に通れる出入口や通路」「車いすなどで乗降しやすいバスやタクシー乗り場」の割合が多くなっているという状況となっております。

11ページの方をご覧ください。

問13では、外出環境に関する内容で、公共施設を利用する際に安心・快適に利用できるためにあるとよい設備や案内などについて質問をしています。

「歩道や施設の出入口に段差や急な傾斜がない」が35.6%と最も多く、「休憩できるベンチやバリアフリー設備が見つけやすい」が続いている形になっております。

こちらの項目につきましては、次の議題にてもう少し詳しく説明させていただければと 思います。

問14では、区民調査と同様、建物ごとのバリアフリーの進捗度についてお伺いした内容となっております。

関係団体調査においても、「医療施設や商業施設のバリアフリー整備が進んだ」「サービス店舗や飲食店はまだ進んでいない」というような結果となっております。

また、こちらの項目に挙げた建築物のうち、今後、バリアフリー化に重点的に取り組むべきものとして、医療施設、商業施設、共同住宅が挙げられ、こちらも区民調査と同様の結果という形になっております。

13ページをご覧ください。

問15では、既存建築物をバリアフリー化をする際に、最低限あるとよい設備について複数回答にてお伺いしております。

「道から出入口までの段差解消や手すりの設置」が46.4%と最も多く、次いで、「トイレや出入口の扉に関する整備」などが挙げられ、スムーズに移動や利用が可能になる整備が求められていることが分かります。

14ページをご覧ください。

問16では、外出する際にあるとよいものや使っているものについて、自由記述にてご回答いただきご意見をいただきました。

「バリアフリー情報を事前に調べている」「トイレやエレベーターなどの設備や混雑状況が分かるアプリがあるとよい」などのご意見がありましたが、「移動中のスマホ利用については危ない」というようなご意見もいただいております。

15ページをご覧ください。

問17では、外出しやすい環境づくりのために充実すべき取組について複数回答でお伺いしております。

「高齢者や障害のある方、子育て層などのユーザーの意見をバリアフリー整備に反映させる取組」が43.1%と最も多くなっている状況になっております。

こちらの内容につきましても、次の議題にて詳しく説明をさせていただければと思います。

16ページをご覧ください。

問18では、ソフト面における福祉のまちづくりの推進のために、必要な取組についてお伺いしております。

「学校における教育」が45.4%というところで最も多く、「社会参加や発言の機会を増やす」「手に入れやすく、使いやすい情報の提供」が30%を超えている結果となっております。その他の意見のところにもいろいろご意見をいただいておりますが、それらを見ても理解を深めるための取組が求められていることが分かります。

以上で地域福祉関係団体調査の説明を終わります。

最後に、地域福祉関係調査について説明をさせていただきます。

17ページをご覧ください。

調査内容につきましては、関係団体調査とほぼ同様の内容となっております。

問13では、外出状況についてお伺いしております。

高齢者等と一緒に外出した機会については、「過去には出かけた経験がある」が最も高い結果となっております。「日常的に出かける機会がある」方と「外出した経験がない」方の割合としては、同じぐらいという結果となっております。

間14では、バリアフリーの進捗度についてお伺いしました。

「あまり充実していない」「充実していない」の合計では、関係団体調査と同様、「段差や凸凹が少なく、十分に幅のある歩道や道路」というものが71.6%と最も多くなっており、「まち全体のユニバーサルデザイン」や「安全に通れる出入口や通路」の割合も高くなっております。

18ページをご覧ください。

問15では、外出環境に関する内容となっております。

安心・快適に利用できるための設備や案内につきましては、「段差や急な傾斜がない」 というものが43.7%と最も多く、「バリアフリー設備が見つけやすい」、「車いすでトイレ や授乳室などがある」が続いている状況となっております。

19ページをご覧ください。

問16では、区民調査関係、団体調査と同様に、建物ごとのバリアフリーの進捗について お伺いしました。 二つの調査結果と同様、医療施設や商業施設のバリアフリー整備が進んで、サービス店舗や飲食店についてはまだ進んでいないという結果となっております。また、こちらにつきましても、今後、バリアフリー化をより重点的に取り組むべき建物としての設問を設けたところ、医療施設、商業施設、共同住宅などが挙げられており、こちらも区民調査、関係団体調査と同様の結果となっております。

続きまして、21ページをご覧ください。

問17では、既存建築物のバリアフリー化の際、最低限あるとよい設備についてお伺いを しました。

「道から出入口までの段差解消や手すりの設置」が57%と最も多く、「トイレや出入口の扉に関する整備など」が挙げられており、関係団体調査と同様、スムーズに移動したり、利用が可能になる整備が求められているという結果となっております。

22ページをご覧ください。

問18では、外出する際に使っているものについて、自由記述にてご意見をいただきました。

「バリアフリールートの道案内や使える設備があるところがすぐ分かるアプリ」などのご意見をいただいております。

23ページをご覧ください。

問19では、外出しやすい環境づくりのために充実すべき取組について、複数回答でお伺いしました。

関係団体調査の結果と同様、「高齢者や障害のある方、子育て層などのユーザーの意見を、バリアフリー整備に反映させる取組」が55.9%と最も多くなっております。

それでは、24ページをご覧ください。

問20では、バリアフリー整備に関する自由意見をお寄せいただきました。

歩道やトイレなどのハード面に関するご意見、道路や建物をつくる人のバリアフリー意識の問題、関心度を高めるという意識に関するご意見、「ソフト面のバリアフリーやユニバーサルデザインを基本に」などというご意見をいただいております。

25ページをご覧ください。

問21では、ソフト面における福祉のまちづくりの推進のために必要な取組についてお伺いしました。

こちらも、「学校における教育」が56.5%と最も多く、「社会参加や発言の機会を増やす」「手に入れやすく、使いやすい情報の提供」が30%を超え、関係団体調査と同じような傾向になっております。

駆け足の説明となりましたが、資料2の説明は以上となります。よろしくお願いします。 **〇部会長** 3種類のこのアンケートに関しまして、区民の方と地域福祉関係団体と地域福祉関係者調査、あまり差がなかったということで、まとめてよろしければご意見をいただきたいと思います。

質問や分からなかったことですとか、ありましたら何なりと手を挙げていただければと 思います。

かなり前からバリアフリーの推進をと言われていたところ、近年ではバリアフリーは大分整ってきたけれども、情報がすごくたくさんあるので、その情報をどう得ようかというよ

うな課題にフェーズが変わってきているような感じもします。

区民の方でも、劇的に変わったようなことですとか、エレベーターやエスカレーターの 位置が分からないとか、事前に情報を得たいですとか、そういったところもありましたね。 **〇事務局** 説明をさせていただいた内容は、あくまでもアンケート調査の速報という形で、この調査結果に基づいた内容のところとかを現状と課題という形で次の資料3にまとめさせていただいていますので、そちらでより具体的なところを意見交換させていただけたらと思います。

〇部会長 そうしましたら、次の次第3番に移らせていただきたいと思います。 事務局からご説明お願いできますでしょうか。資料が変わりますので、皆様、お手元に

〇事務局 それでは、事務局から資料3の説明をさせていただきます。

横版の練馬区の福祉のまちづくりに関する現状と課題案という、資料3をご覧ください。 それでは、練馬区の福祉のまちづくりに関する現状と課題の案としまして、練馬区の基 礎数値と現行の計画の施策を基準にした整理という形で、現状と課題をまとめさせていた だきましたので、こちらの内容について説明させていただきます。

まず、基礎数字の部分につきましては、令和5年8月に開催いたしました第2回福祉のまちづくり部会においてもお示しさせていただいた部分がありますが、そのときから時点の更新をしておりまして、最新版の状況となっておりますので、改めて一緒にご確認いただければと思います。

まずは、2ページ、練馬区の将来推計人口をご覧ください。

将来推計人口につきましては、都営地下鉄大江戸線の延伸が計画されておりますので、 延伸を考慮した総人口の推移という形でお示しさせていただきました。

延伸地域では約2.1万人の人口が増加する可能性があるということが分かりました。それらの影響も加味した推計では、総人口が約25年後の令和30年に78万人に達した後、その後、減少に転じるという見込みとなっております。

3ページをご覧ください。

ご用意ください。

総人口の年齢構成比の推移という形でお示しさせていただいております。

青色で示した年少人口比率、グレーで示した生産年齢人口比率については低下し、黄色で示した65歳以上の高齢者人口比率、赤で示した75歳以上の後期高齢者の人口比率が上昇し、高齢化社会になっていくということが分かる形になっております。

4ページをご覧ください。

高齢化社会になっていくということを今お伝えしたところなのですけれども、高齢者の うち、要介護認定の方の推移について、こちらでまとめております。

要介護認定の認定者の数は緩やかに増加します。また、要介護認定者のうち、何らかの 認知症の症状がある方が8割を占め、半数の方は日常生活上の支援が必要となるという状 況が分かります。

続いて、5ページをご覧ください。

高齢者の世帯構成についてお示ししております。

今後、ひとり暮らし高齢者は増加する見込みとなっておりまして、高齢者の2人に1人 はひとり暮らし高齢者となる見込みとなっております。 続いて、6ページをご覧ください。

直近4年間の身体・知的・精神の障害者手帳保持者の合計と障害者ごとの推移をお示し しております。

障害者の範囲拡大、高齢化社会、医療の発展などにより、手帳を保持する方は増加傾向 となっております。特に精神障害者の増加率が高くなっているということが分かります。 続いて、7ページをご覧ください。

7ページでは、被保護者世帯の世帯類型別構成の推移をお示ししております。

過去5年間の被保護者世帯については、僅かに増加しており、なかでも高齢者世帯およ び障害者世帯が増加しているという状況となっております。

続いて、8ページをご覧ください。

こちらでは、ひとり親世帯の推移をお示ししております。

平成22年が一番多かったのですけれども、平成22年から令和2年にかけては578世帯減少しているという状況となっております。

練馬区の基礎数値については以上となります。

このまま、現行計画の施策に基づく現状と課題について説明させていただいてよろしいでしょうか。

こちらについては、施策3と施策4で分かれますので、そこの施策ごとで一旦区切るという形でよろしいでしょうか。

では、施策3の部分について、まず説明させていただければと思いますので、9ページ をご覧ください。

施策3では、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めるという形で事業を進めているところですが、その内容から幾つかピックアップをして説明をさせていただければと思います。

まずは、鉄道駅や駅周辺のバリアフリーを充実させるという取組における現状について 説明させていただきます。

その中で、外出しやすい環境づくりという視点からアンケート調査の中で幾つか質問を 設けましたので、その結果を見ながら、また、平成30年度の調査でも同様の調査をしてお りますので、5年前の調査の結果と比べながら見ていただければと思います。

一つ目は、公共施設を利用する際に、より安心・快適に利用するためにはどのような設備や案内があるとよいかという点についてです。

関係団体および関係者調査の結果を表1の方にまとめさせていただいております。

表1の隣のところに、実際、どの質問に該当するかというものを載せさせていただいて おります。

令和5年度の結果としましては、どちらも「歩道や施設の出入口に段差や急な傾斜がない」という回答が一番多く、5年前の調査でも、その項目については2番目に多いという形で、安全・快適な利用のためには、段差や傾斜は重視されている状況が続いているということが分かります。

また、表に記載させていただいたとおり、「疲れたときに休憩できるベンチがある」「バリアフリー設備が見つけやすい」「車椅子トイレや授乳室などがある」ということなどが、安心・快適に利用することにつながってくるというような結果となっております。

続きまして、10ページをご覧ください。

今後、外出しやすい環境づくりをしていくために充実すべき取組について質問をさせていただきましたので、その調査結果を表2にまとめさせております。

平成30年度の調査結果と今年度の調査結果の両方、「高齢者や障害者、子育て層などのユーザーの意見をバリアフリー整備に反映させる取組」が一番多い回答となっておりまして、関係者調査では50%を超えているというような状況となっております。

また、「一緒にまちづくりについて考え、意見を発信する取組」についても、関係団体調査では3位、関係者調査では2位というような結果になっておりまして、当事者参画を重視しているような結果が見てとれる形になっております。

続いて、11ページをご覧ください。

外出する際の区内のバリアフリーの進捗度についての設問を設け、その中で「あまり充実していない」「充実していない」と回答した結果につきまして、表3の方でまとめさせていただいております。

関係団体調査、関係者調査ともに、「歩きやすいように障害物が取り除かれ、段差や凸凹がなく、十分に幅のある歩道や道路」が一番高くなっております。関係団体調査では71.6%、関係者調査では86.7%となっている状況です。外出の際の歩道や道路のバリアフリーに課題があるということが分かる結果となっております。

また、スロープやエレベーターなどのバリアフリー整備が充実している一方で、建物の 出入口や通路、駅周辺やまち全体のバリアフリー、ユニバーサルデザインという点につい ては、まだまだ課題があるということが分かる結果となっております。

外出環境に関連する現状と課題につきましては以上となります。

続きまして、建築物のバリアフリーという視点で内容を確認していきたいと思います。 12ページの方をご覧ください。

区内にある中規模、小規模の建物について、バリアフリー整備が進んだかどうかという 質問を設けており、その中で、「どちらかというと進んでいない」「進んでいない」と回答 した結果を図9にまとめさせていただいております。

また、国、内閣府で実施している意識調査においても、建築物のバリアフリー化が進んだかという同様の調査がありましたので、参考程度に全国の結果につきましても、こちらは併せてお示ししている形となっております。

商業施設や飲食店については、「進んでいない」と考える方の割合が高くなっているという状況となります。全国と比較しますと、医療施設だけが全国の結果を上回っておりますが、それ以外は全て全国の結果を下回っている状況で、これらの状況については5年前も同様で、あまり状況としては変わっていないというような状況となっております。

13ページをご覧ください。

先ほどの調査結果でもお示ししたとおり、建築物のバリアフリー整備の中で、より今後、 重点的にバリアフリー化すべき建物を、優先度をつけまして三つご回答いただきました。 その結果を、優先度ごとに、図10にまとめさせていただいております。

医療施設、コンビニやスーパーなどの商業施設、共同住宅、飲食店のバリアフリー化を望む声が多いというような結果になっているということが分かります。

以上が、調査結果をより少し切り出したような形の内容となっております。

14ページをご覧ください。

ここからは簡単に、現行計画における主な事業について説明をさせていただければと思います。

事業としては四つ挙げさせていただきました。

一つ目が、鉄道駅のバリアフリー化です。

区内にある鉄道駅のうち、東京メトロおよび都営地下鉄の全ての駅と西武有楽町線小竹 向原駅、西武池袋線練馬駅のホームドアは設置済みとなっております。前回の部会でも御 報告いただきましたけれども、今後、西武有楽町線や西武池袋線の区内駅 5 駅においてホ ームドアの設置が予定されています。

区内の鉄道駅につきましては、平成23年度に全ての駅で駅の出入口からホームまで段差なく移動ができるバリアフリー化された経路が1ルート確保されている状況です。

また、1ルートでは利便性を欠く都営地下鉄大江戸線光が丘駅では、区でスロープなどの設置を行い、現在、東京都がエレベーター工事に着手するなど、2ルート目の確保に向けた整備も進んでいるところです。

小竹向原駅につきましても、2ルート目の確保のための調整を行っているというのが現在の主な事業となっております。

二つ目は、駅と公共施設を結ぶ経路のバリアフリー化です。

主要公共施設と駅等を結ぶ経路をアクセスルートという形で定めまして、みんなでつくる公共施設へのアクセスルートユニバーサルデザインガイドラインに基づき、これまで6駅12施設、2医療機関のアクセスルートの指定を行ってまいりました。アクセスルートの指定を行ったところにおいては、視覚障害者誘導用ブロックの敷設や施設案内板の設置など、バリアフリー整備を進めているところでございます。

また、今年度は、2駅3施設について、区民の方々と一緒に点検を行いながらアクセスルートの追加指定を行いました。

15ページをご覧ください。

三つ目として、公共施設のバリアフリー化です。

当事者の意見を反映する取組を充実すべきという調査結果が出ておりましたが、区では 福祉のまちづくり推進条例に基づく整備を行うとともに、一定規模以上の区立施設や区立 公園を新しくつくるときにバリアフリーに関する区民意見を聴取し、設計に反映させると いう区民意見聴取事業を行っております。区民意見聴取事業は、設計前の意見聴取と整備 後の点検を行う検証の2種類で行い、それらの内容を蓄積しながら、誰もが使いやすい施 設の整備を目指しているところです。

意見聴取事業の実施状況については、図11にお示ししております。

コロナ禍であった令和2年度、令和3年度につきましては実施件数が少なくなっておりますが、ここ最近は、年4件程度実施しております。

最後、四つ目として、民間施設のバリアフリー化の推進です。

今後、バリアフリー化すべき建物として、医療施設、共同住宅、商業施設、飲食店などが挙げられておりましたが、区では、店舗や診療所、共同住宅などがバリアフリー整備をする場合、一定の要件を満たした際に、バリアフリー整備にかかる費用の2分の1を上限金額まで助成する事業を行っており、民間施設のバリアフリー支援を行っているところで

ございます。

こちらの助成件数については、図12でお示ししております。

実際の活用例としましては、スロープや手すりの設置、トイレの洋式化、自動扉への変 更などにご活用いただいているという状況です。

現行施策に基づく区の取組事業としては、以上の4点となります。

最後に、これら四つの取組における主な課題についてまとめさせていただきましたので、 16ページをご覧ください。

区としては、どのような点を課題として捉え、今後、取り組むべきことはどういうことかという形でまとめをさせていただいたものになっております。こちらの内容については、部会員の皆様からのご意見をいただければと思っております。

まず、鉄道駅のバリアフリー化という点についてです。

駅のエレベーターやスロープなどの整備は進んだものの、まだホームドアの整備への要望は高く、駅の安全性の向上に関する取組についてはまだ求められている状況です。また、車椅子やベビーカーで乗降しやすいバスやタクシー乗り場の整備などを求める声も多く、駅だけではなく、駅周辺のバリアフリー化が求められております。

これらを受け、今後は、鉄道事業者との連携を図りながら、駅の安全性の向上に取り組むとともに、駅周辺のバリアフリー整備の充実を図らなければいけないと考えているところです。

次に、駅と公共施設を結ぶ経路のバリアフリー化についてです。

公共施設までの歩道の段差解消や拡幅、経路の途中で休憩できる場所の設置などへの要望が多く挙げられておりました。歩行空間の安全性や快適性をどのように高めていけるかという点が課題となっております。区のアクションプランにも掲げておりますけれども、アクセスルートにおいては歩道のない道路における新たな誘導方法の検討ですとか、ベンチの設置などにおける快適性に係る部分について、経路のバリアフリー化の充実を図らなければならないと考えております。

それから、公共施設のバリアフリー化についてです。

高齢者、障害者、乳幼児連れの視点をバリアフリー整備に反映させる取組や一緒にまちづくりについて考え、意見を発信する取組などへの要望が高く、当事者参画がより求められているという状況です。現在でもアクセスルートの取組や区立施設、区立公園における意見聴取事業など、当事者参画の取組は実施しているところではありますが、その方法などを見直し、利用者のニーズや配慮事項などを公共施設の設計や整備、維持管理へしっかり生かせる仕組みづくりも併せて検討していかなければならないのではないかと考えております。

最後に、民間施設のバリアフリー化の推進です。

既存建築物に最低限求めるバリアフリー整備についても、段差の解消、スペースの確保などが多く挙げられておりました。また、商業施設や飲食店へのバリアフリー化についての要望が高い状況ではありますが、実際には十分に進んでいないという現状があります。 今後、生活に密接した中小規模の建築物のバリアフリー化の促進が課題と考えております。 これらのバリアフリー化を進めるためには、事業者等がバリアフリーに主体的に取り組めるよう、福祉のまちづくり整備助成事業の普及啓発やバリアフリー整備に関する情報提 供について、より充実していく必要があると考えております。

長くなりましたけれども、施策3に関する現状と課題については、以上となります。ど うぞよろしくお願いいたします。

〇部会長 ありがとうございます。資料にはハードとソフトの両面の記載があります。ハードが16ページでまとめられています。アンケート調査に基づきまして課題を抽出して、今後の目指すべきことをまとめて16ページに書いていただいています。

質問がありましたら、皆様一つずつぐらい挙げていただければと思います。いかがでしょうか。

〇部会員 ベンチはつくってほしいという人がかなりいるのですけれども、その反面、道路や歩道が狭いという現状があるわけですよね。どのような方向性をもってこれを解決していくのかと。

人口も高齢者が増えていくというデータも出ているので、ベンチは大事なものになって くるのではないかというふうに思いました。

あと、西武線の大泉学園駅は片方だけにエレベーター、階段等が偏っているのですよね。 ホームドアは大分遠いらしいのですけれども。視覚障害者は特に、朝や夕方は歩けないの ですよね。

もう片方側に出口をつくるとか何かないと解決していかないのではないかと思いながら 聞いていました。

また、大泉学園にはカーブがあって電車とホームの間の溝があったり高さがあったりというようなこともあります。いろいろな問題はありますが、あれだけ集中している場所があると、怖くて歩けないというのが現状なのですよね。

その辺も意見がありましたら教えてください。

〇部会長 ありがとうございます。

それでは、ベンチが必要ということと道幅も必要という、相反する課題に関しまして、 事務局といいますか、土木部の方がよろしいですかね。お願いします。

〇土木部計画課長 まさに難しい課題だと思っておりまして、特に区道の歩道はそもそもなかったり、幅員が非常に狭かったりという中で、ベンチと両立というのはなかなか難しいと感じています。

ただ一方で、歩道を拡幅したりとか、歩道を設置したりという事業も併せてやっていますので、歩道の設置と一緒にベンチの設置も検討していったり、歩道幅員に余裕がある部分について設置を検討していったりして取り組んでいくのが一つの方策だと考えております。

〇部会長 ありがとうございます。

続きまして、大泉学園駅という具体的な駅名が挙がっていますが、西武鉄道さんで何か 方策があればお願いします。

〇部会員 ご利用いただきましてありがとうございます。ホームの幅員ということでよろしいですかね。

〇部会員 はい。

〇部会員 ホームの幅員が昇降設備とエスカレーター、エレベーターの関係で狭いところ があるというところで、ホームドアがない中で通行にご不安があるというご質問で合って

いますでしょうか。

〇部会員 はい。

〇部会員 おっしゃっていただいたとおり、ホームの幅員が狭い中で、昇降設備等を配置 しておりますので、なかなか改良というところが難しいところではありますが、今後の課 題としてご意見を承ればと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇部会長 難しいですね。快速は止まらないのですが、すごく利用者が多いということが 今後の課題ということで。

〇部会員 先ほどのベンチのお話について、自分の事業所の事例をお話させていただきたい。

私は、練馬区田柄と上石神井にそれぞれ小規模多機能とグループホームを併設したところを2か所、事業展開しております。

土地敷地183坪で、北側に道路を面していて、道路と敷地の境界に塀を設けないで、道路から直接敷地に入るような構造にさせていただいております。塀を設けないというのは、認知症の方々が暮らす場所なので、外に出ないようにするとかいう発想ではなく、自由に出入りしていただくようにと建物の玄関も鍵をかけないで塀もつくらない、門扉もつくらないで、当初から設計して、今8年目になっています。

道路境界のところには、植栽と合わせて、「ちょっと椅子」というのを略する「チョイス」という椅子を練馬区の助成もいただきながらベンチを置いております。そのベンチがおかげさまで、今日、先ほど私が出てくるときもご近所の方とか、特別養護老人ホームの職員と利用者の方々が散歩をしていただくときにそこに座ってひと休みしたり、花が咲いたら見ていただいたりなどということをしていただいております。

もしかすると、今まで、高齢者施設は道路と敷地に塀があるのが当たり前で夜になると 閉めるというのが当たり前だったのかもしれませんが、これからは道路と敷地に塀をなく せば、先ほどの道路を広げなくてもベンチの置く場所がつくれるという発想になるのでは ないかと思います。

〇部会長 ありがとうございます。

○部会員 今、おっしゃられましたチョイスの活動には私も参加しておりまして、実際に私がデザインした住宅では塀を設けずに道路沿いに木の、一見、長い手すりにように見えるのですが座れる場所を作ったりとか、そういったことを個々の公共施設だけではなくて民間施設の中において、どうやってまちへ参加していくのか。そこにひさしがあれば雨宿りもできる等、そのような空間づくりがどうやってできるかということになると思います。チョイスというのは、まちづくりセンターの補助事業として助成金も何かしら出ていたように記憶しておりますし、私もチョイスのステッカーを何枚も貼りました。

区の行政としてサポートできるような仕組みづくりというのを、これを単年度事業でやったりとか、継続的にやっていくような仕組みというのを今後、時代に乗せていただきたいという気がしております。

〇部会長 ありがとうございます。すばらしい事例と取組をご紹介いただきました。

事業者や区民を巻き込んで、ベンチは歩道にという概念を取り払って増やしていければ と思います。公園もそうですし、緑地化するというのは、塀を取って緑道、木にすること で助成金が出たりもしますよね。いろいろなものを組み合わせながら広げていけたらいい なとは思います。

このような取り組みを知らない方もたくさんいらっしゃいますので、広めていきながら継続できていけるといいなと思います。

〇部会員 私は老人クラブの副会長ですが、地元の老人会の会長もやっていまして、そこには250人くらいの会員がいるのですけれども、平均年齢は約83歳です。

ほとんどどなたも80歳以上が当たり前みたいになっていまして、階段も後ろ向きに下りていらっしゃる人が結構いて、私が前向いて下りると「いいわね」と言われる状態になっていまして。

他のクラブも全部そういう状態なので、こうやって今日の報告を聞いてバリアフリーが私たちを対象にやってくださっているような感じで、本当にありがたいなと思っています。

〇部会長 ありがとうございます。

それでは、17ページからソフト面になります。報告をお願いします。

〇事務局 17ページにあります、「多様な人の社会参加に対する理解を促進する」です。 ユニバーサルデザインの認知度です。

ユニバーサルデザインという言葉や意味を知っているかどうかを聞いたところ、「以前から言葉も意味も知っていた」と「言葉は知っていたが、意味は今回はじめて知った」を合わせた割合は63.5%で、平成28年度の調査と比べて6.8ポイント増加をしています。

こちらの調査は、令和3年度に東京都の福祉保健局が行った調査結果となっており、現行計画の中でもユニバーサルデザイン認知度の指標としております。平成28年度の調査と比べてユニバーサルデザインという言葉を知っている方が増えてきておりますが、この年代別の割合が、都の調査の中で出ておりまして、20代の方については8割程度の方が以前から言葉も意味も知っていたと認知度が高く。30代から50代になると、これが7割となります。70代になると4割になり、80代の方になると3割ということで、やはり年代の若い方については、小学校や中学校などのカリキュラムで、バリアフリーやユニバーサルデザインがございますので、その中で学んだというところが多いかと思います。

ただ、年代が上がっていくにつれてユニバーサルデザインというところの意味合いや言葉も認知度が薄い部分がまだあるということが、この指標の中から見て取れます。

続いて、18ページになります。

福祉のまちづくりを進めるために取り組んでいくことということで、福祉のまちづくり を進めていくためには個人的にどういったことが必要かというのを聞いた内容となります。

「やさしいまちづくりを自分ごととして考える」というのが64.9%。また、「思いやりの心を持ったり、手助けの方法、実際の手助けの方法を知ったりしていく」が57.7%の方が必要だと考えており、子どもから大人まで誰もがユニバーサルデザインについて継続して学べる場をつくるなど、ユニバーサルデザインに関する教育を充実していく必要があることが、この指標から見て取れるかと思います。

続きまして、19ページです。

現行計画で行っている練馬区の主な事業となります。

1番です。ユニバーサルデザイン地域講座の実施。

ユニバーサルデザインの考え方を広げていくため、地域のお子さんから大人まで、誰も がユニバーサルデザインに関する必要な知識や技術を学ぶことができる講座を令和4年度 から開催しております。

令和4年度については2回実施し、104名の方に受講いただきました。令和5年度は4回実施しましたが、参加人数が82名と振るわなかったのですが、これはお子さんたちも参加しやすいようにと夏休み中の8月に実施したところ、高温注意報が出てしまった日で、当日キャンセルが多数でました。今後は日程を改めて検討していく必要があると考えております。

2番、小中学生へのユニバーサルデザイン体験教室の実施です。

次世代を担うお子さんたちが障害のある方などとの交流を通じ、それぞれの違いに気づき、考え、行動できる意識を学ぶための体験教室、出前授業を行っております。

令和2年度からは実施校を中学校まで拡大をし、こちらの表にございますが、令和2年度は5校711名の方に授業を受けていただきました。令和3年度は8校で642名、令和4年度は12校に拡大し1,435名、令和5年度については、同じく12校で1,227名のお子さんたちに授業を受けていただきました。

こちらは、そもそもカリキュラムの中にユニバーサルデザインがあるのですが、区で個別にユニバーサルデザインの出前授業を行っておりまして、それを活用いただいた学校となっております。

つづいて、20ページになります。

3番、ユニバーサルデザイン推進ひろばの充実です。ユニバーサルデザインの考え方を 広げていくため、ユニバーサルデザインの考え方や事例を学べるeラーニングを令和3年 度から整備いたしました。

こちらは、先ほどお伝えいたしました地域講座ですとか、あとは学校での出前授業といったように対面での授業や講座が受けられない、なかなか日程等を調整しないと受講できないという方に対して、ご自宅やスマートフォンからも受講できる e ラーニングを整備いたしました。

令和3年度、整備した年が、受講者数が2,313名、令和4年度が2,523名、令和5年度については、今年2月までの受講者数になりますが2,923名の方に受講いただいており、こちらも現行計画の目標上では、令和3年度から6年度までの3年度で受講者数が累計3千名の方に受講いただくようにと目標設定しておりましたが、1年でほぼ目標が達成されたということで、講座には来たいけれども、なかなか足を運ぶことができないという方のニーズを、こちらで受け止められることができたと考えてございます。

続きまして、4番、障害のある方への情報保障の推進です。

令和4年4月から、視覚や識字に障害のある方が、区から届く書類を判別できるようにするため、区が送付する各種通知文書の封筒に音声コードを印字いたしました。また、希望の方には、住民税や国民健康保険、予防接種や健康診断のご案内なども含めた重要な文書の封筒に点字のシールを添付する他、文書の発送時にはメールでお知らせするサービスを開始しております。視覚に障害のある方に対する情報保障を推進し、なお、点字対応を希望する届出窓口を一本化することで、点字対応希望者の情報を庁内で共有し、当事者の負担軽減を行うことになりました。

こちらの事業ですが、練馬区では令和4年6月に「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」を制定いたしました。聴覚に障害のある方、視覚に障害のあ

る方、知的や発達に障害のある方、重症心身障害者の方、失語症の方、難病の方など、一人一人の特性に応じた様々なコミュニケーション手段が充実することで、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指す条例となっております。

この条例に基づく事業といたしましては、音声コードの封筒だけではなく昨年から、様々な障害のある方たちのICTを活用した情報支援機器の利用を支援するためということで、23区で初めて相談窓口を設け、当事者や支援者の方に対してのICT機器を導入するに当たっての助言や利用支援などを行う相談窓口、ご自宅に伺って設定作業などの出前研修なども実施することとなりました。

また、1枚おめくりいただきまして、練馬区の今後の調査や現行事業を実施する中での 新たな課題ということになります。

1番、やさしいまちづくりを学ぶ機会の充実です。

福祉のまちづくりを進めていくためには、誰もがユニバーサルデザインについて継続して学べる場をつくるなど、ユニバーサルデザインに関する教育の充実というのが求められております。今後、学校で行っておりますユニバーサルデザインの体験教室や、また、大人向け、誰もが学べるユニバーサルデザインの地域講座のさらなる充実に取り組む必要があると考えております。

2番、より分かりやすい情報保障の推進です。誰もが必要な情報を分かりやすく、身近で手に取りやすく、受け取れるよう、情報のユニバーサルデザインを求める声が多くなっております。多様な人の声を聞き、誰もが平等に情報を入手し、利用できる環境の充実を目指していく必要があると考えております。

以上となります。

〇部会長 ありがとうございました。

17ページから多様な人の参加を促す取組を紹介していただきました。

こちらで質問はいかがでしょうか。

〇部会員 このまちづくりに関する現状と課題、資料のご案内をありがとうございました。 このソフトの部分においても、ハードの部分においても、昨年11月、通称、認知症基本 法、「共生社会実現を推進するための認知症基本法」というのが施行されております。

この法律の位置づけが、第7条のところに教育地域づくり、雇用保険、医療、福祉、その他各分野における総合的な取組というふうに位置づけられておりまして、まず、このユニバーサルデザインという言葉を括りながらまちや地域を考えるときに、この認知症基本法がどういう位置づけで含まれていくのか、学識の方々にもご意見をたくさんいただきながら、私たちが実践をする場や行政の皆様と一緒にこの基本法の位置づけがバリアフリーまちづくりというところの確立していけるように、一つの視座を含めていただければなと思っております。

そして、この条例の5番目に、認知症本人とその家族という「家族」の位置づけが入っております。ニーズとか使う方々というのは、私どものなかでは本当にご家族の方のご苦労を目の当たりにしておりまして、家族の人たちも含めたユニバーサルデザインというような位置づけもぜひ今後一つ入れていただきながら議論をしていただければというお願いでございます。

以上です。

〇部会長 ありがとうございます。最初に福祉のまちづくり条例が2012年できたときは、ハードとソフトの両方で動かしていかないといけないということで、福祉のまちづくりの方にもソフト面が入ってきて、認知症の基本法ですとか、意思疎通に関する条例もできてきましたので、その辺りをうまくタッグを組みながら進めていく必要があると本当に感じております。

区で調整しながら条例などを組み込んでいく、連携していくというような考えとかは、 いかがでしょうか。

○福祉部管理課長 認知症基本法もそうですが、課題があり、まちづくりに関する部分について、この部会の中で取り上げていくことができれば、していきたいと思っております。あとは、地域福祉計画のなかに、当然、今おっしゃられた内容について、どういう形になるかは、これからとなりますが、反映させていきたいと考えておりますので、今後もご協力をお願いしたいと思います。

〇部会長 ありがとうございます。本当にたくさんの条例があって、それこそ交通に関しては自転車に関することもあり、より住みやすいまちになるように連携を取っていくようお願いしていきたいと思います。

〇部会員 今の話を聞いて、視覚障害者にとって大分住みやすいところになってきている という印象を強く持ちました。

各小学校に行って、小学4年生の子どもたちに視覚障害者の話を聞くととても感動してくれるので、若い人たちの頭というのは柔らかくて、すぐ飲み込んでくれるというのを実感としていつも毎年のように感じています。それと同時に高齢者にも分かってほしいというか、一緒に共生社会づくりに加わってほしいと思っています。そういうことの大事さは小学生だけではなくて大人にも、保育園、幼稚園に行っている子どもたちにも何らかの形で伝えていく、教えていくというのを区の姿勢として持ってほしいというのが一つあります。

先ほど、区からの封筒の表に点字で知らせるなり、あるいは音声で分かるようにしてあるというような、印がついたりしてきているという話ですが、この問題は中身を読んでもらっていないのですね。中身というのは、同行援護の中で代筆、代読にて読んでいただきますけれども、区民も巻き込んだ形で郵便物を読んでもらう方向にならないのかといつも思っています。

区内にある四つのセンターがありますが、そこに行けば必ず読んでいただけるとか、図書館に行けば必ず読んでいただくとか、そういうものがあった方がいいと思いながら、実際には結局読んでもらわないということが多い。

もう少し区の方で具体的にどうしようというようなことを障害者の人たちと話しながら、 あるいは高齢者の人たちと話しながら前へ進んでもらいたいと強く思っていますので、何 かしらの策をお願いしたいと思います。

- **〇部会長** ありがとうございます。いかがでしょうか。
- ○福祉部管理課長 ご意見ありがとうございます。

ユニバーサルデザインの体験教室、あるいは地域講座、こういったものについても、まだ足りないというふうに思っておりますので、先ほど高齢者の方にもというようなお話も

ありましたけれども、様々な方を巻き込んでいけるようなユニバーサルデザインの地域講座として考えていかなくてはならないと我々としても考えているところです。

e ラーニングの方も紹介いたしましたが、こういったe ラーニングも使いながら、様々なところで普及啓発を推し進めていきたいと考えております。

それから、情報保障の部分ですが、封筒に音声コードの印字はしましたが、次の段階として、中身にどうアクセスするかというようなところというのは課題になってくると考えております。そちらについてもしっかりと検討していければと考えているところです。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。

人と人がうまくつなげていけるといいですね。これはこの人がやらなければいけないというよりか、みんなの力を合わせられるといいと感じております。

他にいかがでしょうか。

〇部会員 2点ありまして、1点目は、先ほどと似たようなことなのですけれども、この度、先年12月にこども大綱が閣議決定されて、子どもからの直接の意見を聞くことということがこども大綱の中に書かれております。

ただ、今回の調査を拝見させていただくと、10代の方が僅かにいらっしゃるのですけれども、まだ子どもの意見を聞くということが行われていないというところで。私からの質問は、今後どのタイミングで区として子どもに直接意見を聞くように考えていらっしゃるのかということと、その具体的な方法を一つ教えていただければといいと思います。

2点目が、聴覚障害協会の方から、いつ耳が聞こえなくなったかによって手話が違うということを聞いて大変驚きました。昨年、聴覚障害者のための学校に行ったところ、そもそも手話そのものが第一言語であって日本語というのは第二言語ということを聞いて非常に驚いたところです。同じ障害であったとしてもそれぞれ抱えてる問題が違うというところに関しても、どのように意見を聞いていくのかについて、方針と具体的な方策をお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いいたします。

〇部会長 ありがとうございます。

○福祉部管理課長 子どもの意見を聞くところですが、こちらはユニバーサルデザインの体験教室を小中学校で行っておりますので、意見を伺っていくということを今も実施しておりますし、今後もやっていきたいと思っております。

それからアンケート調査で、お子さんを含むかどうかということについては議論があったところなのですけれども、今回についてはしておりません。

今後、地域福祉計画というのをつくっていく上でパブリックコメントを行う上で、お子さんの意見を区の方針としてもいただく形としておりますので、様々工夫してご意見をいただいていきたいと考えております。

○事務局 同じ障害であっても、また、障害の種別によっても一人一人コミュニケーションの特性というのは異なります。

例えば聴覚障害でも、手話を使う方、使わない方、視覚の障害のある方でも点字を使う方、使わない方と様々です。必要とするコミュニケーションの手段というのは、様々でございます。ご意見については、例えば障害者団体などを通しまして広くご意見というのを承り、また、個別の相談窓口を通して一人一人のニーズというのを考えていくというとこ

ろを、練馬区としては実施していくことになります。

〇部会長 ありがとうございます。

〇部会員 ユニバーサルデザインの体験教室の先ほどお話がございましたけれども、これは非常に大切な施策だと思います。

ハードの面だけではなくて、一番大事なのはソフトの面でのユニバーサルデザインといいますか、ユニバーサルデザインにはハードだけ整備してもそれで事足りではなくて、それをどう使い、どう活かし、効果的に本当に安全なまちにつなげていくかという。それを使う人やたとえ歩ける人であっても周りへの気遣いがないとハードをいくら整備しても意味がないし、だめな場合が多々あるわけですよね。

それも含めてのユニバーサル体験教室ということと私は理解しております。

一つ、お尋ねしたかったのは、先ほどの公共の場、歩道ですとか、あと駅前。せっかく ハードの面を整備してあっても使いづらい。危険な通行方法を行う自転車が多かったりす る。

このユニバーサル体験教室の中で、そういった道交法に絡むようなレクチャーはあるのでしょうか。道交法は恐らく所管は警察になるのですか。この教室の中では、警察部署だとかの関連を持って教室というのが開催されて、レクチャーは行われているのでしょうか。 私は非常に危険な通行方法を行われる場面にたびたび遭遇していますけれども、小さなお子様も含めて、大人も含めて、そういった啓発というのがとても大事なのではないかと、昨今、特に感じておるので、お聞きしたいと思います。

〇部会長 ありがとうございます。

内容につきまして、いかがでしょう。

〇事務局 ご意見をいただきましてありがとうございます。

現在、ユニバーサルデザインの体験教室については、学校ごとに授業の時間数というのが異なりますので、時間数に合わせてというところで内容については調整しているところです。

学校の出前授業の中では、例えば車椅子の方のサポート方法であったり、また、視覚の 障害のある方のお話を聞きたいであったりとか、そういったニーズに合わせてお話をして おります。

ただ、その際には、必ず自分たちも当事者になり得る、けがをしたり、病気をしたり、 重い荷物を持ったりというときに、皆さん自身も大変になるときがあるかもしれない。障 害がある方たちの大変さの理解というのも踏まえて、共感することで、自分自身もこうい うことをしてもらえると助かるということに気づく授業としております。サービスの工夫 やハードの工夫があることによって、自分たちも助かることがある。自分たちが使うとき に様々な人達が同じ地域に暮らしているというところに気づき、理解し、それを行動に移 せる人になろうという授業としています。

具体的に、警察と連携してというところにはいっておりませんが、小学生のお子さんたちも自転車に乗ることもありますので、そういったところも合わせた啓発も必要と、ご意見を伺って、私どもも考えていかなければと感じました。ありがとうございます。

〇部会長 ありがとうございます。

小学校の2年生か3年生では、自転車教室というのをやっていて、交通ルールを学び、

免許証を小学生に発行すると同時に、歩道には障害のある方々がどのように利用しているかという理解を併せて考えていくなど連携も必要かと感じています。ありがとうございます。

他にいかがでしょう。

- ○部会員 そもそも福祉のまちづくりに関するユニバーサルデザインに配慮したまちづくりという考え方の中に、特に公共交通の中に、バス交通というのは含まれているのですか。 鉄道事業者さんの中にはバス事業も関連している会社もおられますけれども、全く出てきていないのですね、議論の中にさえ。この辺りはどういうふうに考えているのでしょうか。
- **〇部会長** ありがとうございます。

以前、電車の乗り換えや電車からバスへの乗り継ぎも課題として出ていたかと思いますが、いかがでしょう。

○部会員 特に僕みたいに高齢になってくるとシルバーパスを使えるものだからバスをやったら使うのですけれども、そうすると危ない場面がたくさんあるのです。何かというと、歩道から50センチぐらい離れて、そこをシニアカーが下りてくる。乗るときも一緒ですよね。

運転手さんが気をつければ済むという話でもない。ハード的にもっと整備ができそうな 気もするし、何か整備基準がなかったかと。それでお尋ねしたかったのです。

〇部会長 ありがとうございます。

いかがでしょう。交通関係ですか。

〇交通企画課長

まず、バスについてですけれども、もちろんユニバーサルデザインのまちづくりの中で 快適な移動というか、誰しも快適に移動できるというのは重要な要素だと思っています。 そういう意味では、バスについても当然、誰しも移動しやすいというところに含まれるも のと考えられると思います。

先ほど、バスの乗り降りをするときの段差の話もございましたけれども、バスにつきましても車両のタイプによっては停車する際に傾いてステップを少なくするような仕組みになっているものもございます。そうしたことでバス事業者の方でもバリアフリーという観点で取り組んでいただいているものと承知をしているところです。

ただ、バスの車両というのも、更新によって新しくしていく必要がございますので、一度に一斉に進めていくのはなかなか難しいというところも併せて考えないといけないところでございます。

この会にバス事業者というのが入っていない状況ではあろうかと思いますが、いただいたご意見につきましては、私どもからバス事業者の方にもしっかり伝えてまいりたいと、そう考えているところでございます。

〇部会長 ありがとうございます。時間が迫ってまいりましたが、最後にどうしてもこれだけはという方がいらっしゃれば、お願いしたいと思います。

〇部会員 先ほどバスのお話がありましたけれども、バスを使うときに障害者手帳を見せて割引をしてもらうとか、大泉の場合は降りる場所を必要先に言わなければいけませんよね。

聴覚障害者の中には、声を出しにくい場合には障害者の割引とか降りるバス停を言うのが大変ということがあります。本当は筆談ボードがバスに備えてありますが小さくて、バスの運転手さんがどこにしまってあるか分からないのですね、その筆談ボードが。それで話がずれてしまうということがありまして大変なことがあります。

つぎに、車椅子のお話がありましたが、30年ぐらい前の話になりますけれども、そのときに、まだまだバリアがたくさんありましたよね。そのため、車椅子の人を4人で持ち上げて乗るところに行くという体験をしました。

今は、ほとんどエレベーターとかエスカレーターがついているので車椅子を持ち上げることは少なくなったと思いますが、今はバリアフリーが完全ではないので、中には車椅子を持ち上げる必要があるときもあると思います。そのときのためにユニバーサルデザインの体験教室の中で車椅子を持ち上げる練習というか、実際に体験してみたらどうかと思っています。4人か3人で車椅子を持ち上げる練習や体験をやってみたらどうかと思っています。

三つ目ですけれども、聞こえない人の中にはユニバーサルデザインとか、バリアフリーとか、インクルージョンという言葉を何となく聞いたことはあるけれども全く内容が分からないとか、聞いても全く分からない人が多いので、区の広報に課題があるかなと思っております。

聴覚障害者協会と一緒に勉強会を開くのも一つの方法と思っています。広報に手話で説明する動画を載せてほしいと思います。

- **〇部会長** ありがとうございます。ご提案をいただきました。 バス事業者さんの方は、今後、取り組みながらということになるのでしょうかね。 ご回答いただければと思います。
- **○交通企画課長** まず、筆談ボードの件をおっしゃったところですけれども、これはよく 我々の方にもお問合せいただく内容でございまして、障害者の方が障害者手帳で見せて乗 りたいというときに、どうしても筆談ボードを使うような状況になった際に、ボードその ものが小さいですとか、どこにあるのか分からないというので時間がかかってしまったと いうお問合せをいただく形になることは結構多いですね。そういう際にも、バス事業者の 方には、そうしたところはしっかり運転手の教育といいますか、そういうところをしっか りやっていただきたいとか、筆談ボードについてももう少し大きくして見やすくしていた だきたいという話はお伝えさせていただいているところでございまして、今回もいただい たところでございますので、またこの機会に、しっかり取り組んでいただけるように伝え ていきたいなと思っているところです。
- **〇部会長** ありがとうございます。事業者様の人材育成というのも大事だと思います。 UD教室に関しましてはいかがでしょう。
- **○事務局** ユニバーサルデザイン体験教室の中で、車椅子を持ち上げる講座はあるのだろうかというご意見でした。

車椅子も、様々な車椅子があり、自走式のものであったり、介助者の方が押す車椅子であったり、電動の車椅子であったりと、車椅子のタイプも様々です。利用されている方も、持ち上げてもらいたいという方もいれば、触ってもらいたくないという方もおり様々です。 ユニバーサルデザイン体験教室の中では、サポート方法、お声のかけ方という形で、車 椅子の方へのサポート方法というのを案内しております。大事なのは、車椅子の利用者の 方、または視覚障害のある方、聴覚に障害のある方、いずれの方も、まずはその方のお話 を聞いてくださいというのを、第一に学んでいただいております。

その方とお話をするときに、どういったコミュニケーション、まずはお声の掛け方、例えば、視覚の障害のある方であれば、お声をかけてから肩をとんとんとするとか、聴覚に障害のある方であれば、正面に回ってお声かけをするとか、車椅子のユーザーの方であれば視線を合わせるとか、基本的なお声がけの仕方というところで学んでいただく。その方に何をサポートしてもらいたいのかを聞いてください。

人それぞれしてもらいたいこと、してもらいたくないことというのは様々ですから、そこについてお話を必ず聞いてください。車椅子を持ち上げてもらいたい方というのについては、例えば2人サポートの方がいる、4人サポートの方がいるという状況の中では、ここを持ってくださいというふうにおっしゃっていただいて、サポートをお願いするという方法がよいと私どもとしては考えております。

続いてのご質問の中で、区の広報の中で、例えば手話をつけた広報はどうだろうかというところをお話しいただきました。今現在、練馬区が動画の広報媒体として持っておりますのが、ねりまほっとラインです。こちらはJ:COMのケーブルテレビのチャンネルで放送しています。こちらの中では手話をつけたものを配信しています。広聴広報課では、動画の配信の仕方ということでガイドラインを各所管課に配付しておりまして、動画を作成する際については、手話通訳をつける、また、手話の分からない方に対して文字情報も提供するようにというふうにガイドラインを設けております。

〇部会長 ありがとうございます。

まだ、議論は尽きないかと思いますが、次に移りたいと思います。

最後になります、5番目の次回の日程に関しまして、事務局から説明をお願いします。

〇事務局 次回の日程につきまして、確定の日程がお伝えできなくて申し訳ありません。 日程につきましては、現在調整中という形になりますけれども、現時点で令和6年6月下 旬頃を予定させていただいているところです。

実施時間、実施場所につきましては、改めて書面にて案内を申し上げますので、よろし くお願いいたします。

来年度も、今年度と同様、区役所内の会場で午後の時間という形で調整をさせていただく場合が多くなるかと思います。よろしくお願いいたします。

なお、来年度は年3回の開催を予定しているところです。どうぞよろしくお願いいたします。

〇部会長 ありがとうございました。

それでは、本日はこれで、あとはメール等の連絡手段にて意見をいただいてという形に したいと思います。

最後に、私から一つだけ。インクルーシブ教育のことで、国連からかなり強い勧告を受けています。障害のある子も障害のない子も一緒に学んでいこうという考えです。

先日、私もイタリアに視察に行ってきたときに、クラスに障害のある子がいて、手話を使う子がいれば、クラス全員が手話を使う、それが普通でした。一石を投じることになるかもしれないのですが、練馬区としてできることを一歩ずつ進めていっていただければと

思います。

時間がないなかで、皆さん、お時間いただきましてありがとうございます。 以上で、第5期第3回福祉のまちづくり部会を終了したいと思います。 ご協力ありがとうございました。